

大阪市工業用水道特定運営事業等 令和7年度モニタリング方針（改訂）

本方針は、大阪市工業用水道特定運営事業等モニタリング計画に基づき市が実施するモニタリングにおいて、特に令和7年度に重点的に取り組む事項を定めるものである。

1 モニタリングの重点事項

市のモニタリングは、事業期間を通じて定例的に行うものとして、運営権者の発議のもとで行う重要管理点等の承認や、報告書や業務全般を運営権者がセルフモニタリングした結果について確認することで主に構成される。

これに加え、特に令和7年度に重点的にモニタリングする事項（令和6年度に顕在化した課題を含む。）として、下記に示す「手段」を用いて、「着眼点」に関する運営権者の業務状況を確認する。

【手段】

- (A) 市が「承認・確認」を行う計画書や報告書等について、着眼点にかかる内容を満たしていることを確認する。
- (B) 運営権者の事業所等に保管されている記録類を実地で確認する。
- (C) 作業や工事等における製品仕様や完了状況等を実地で確認する。

【着眼点】

(1) 全体

- (ア) 令和6年度において生じた要求水準未達を受け、市の承認を必要とする業務に対し、承認後に次の過程に進む適切な仕組みが整備され、運用されているか。(B)
- (イ) 市の承認・確認及び実地調査等での指摘事項等に対し、適宜改善を実施するとともに、社内で水平展開する仕組みが確立・実践され、課題等の再発が防止できているか。(A) (B)

(2) 総務・CS部門

- (ア) プル型営業手法を確立し、新規利用者や用途拡大した既存利用者を獲得でき、給水収益を増加させることができているか。仮に具体的な成果の発現まで時間を要する状況であっても、プル型営業手法の確立に向けて、工水利用

開始や用途拡大に至った過程並びに営業手法の有効性について、的確に分析できているか。(B)

(イ) 需要を喚起し使用水量を増加させることへ向けて、給水需要の価格弾力性調査及び新料金プランの効果検証が適切に実施されているか。(A) (B)

(3) 浄水部門

(ア) 令和6年度までに導入している技術以外の状態監視に係る新技術導入の調査結果がとりまとめられ、令和8年度の導入検討に向けたスケジュールが立てられているか。(B)

赤字下線部：今回改訂による追記及び変更箇所

(4) 給配水部門

(ア) 管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、作成された施工計画書に基づき、施工の履行状況を把握し、適切な進捗管理ができる施工体制が確保されるとともに、工事施工における各種許可条件の遵守や歩行者や車両等に対する安全上の措置が適切に講じられているか。(B) (C)

変更前

(ア) 管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、作成された施工計画書に基づき施工体制が確保されるとともに、工事施工における各種許可条件を遵守し、歩行者や車両等に対する安全上の措置が適切に講じられているか。(C)

(5) 計画・設計部門

(ア) 管路の更新及び支障移設関連に係る工事において、各段階における計画及び設計業務の履行状況及び必要書類をチェックする仕組みが整備されるとともに、業務進捗が適切に管理されているか。(A) (B)

(イ) 地下漏水検知の取組みとして漏水音センサ、水量・水圧データ解析等を組合せた状態監視保全の適用と漏水確率 AI 予測を全管路に適用し、更なる精度向上に向け、的中率検証と課題抽出が適切に実施されているか。(B)

(ウ) 漏水事故の原因究明に向けた調査・分析が実施され、それに基づく改善策が検討されているか。(B)